

〈論 説〉

# フランス革命に関する バークの最初期の思索（中・その2）

— 革命勃発直後の諸書簡から  
「軍事予算演説」に至るまで —

土 井 美 德

## 目 次

はじめに

- 1 革命の「自由の精神」への懷疑
  - (1) チャールモント伯への書簡
  - (2) ウィンダムへの書簡
  - (3) フィッツウィリアムへの書簡
- 2 反革命思想の定式化
  - (1) 「自然的中庸」に根ざした社会的自由
  - (2) 戦争の正当事由と統治形態の問題
  - (3) 政治的創意工夫と未完の実践的完全性

以上、(上) 第50巻第2号
- 3 フランス革命の伝染性とブリテン国制
  - (1) トマス・ペインとバーク
  - (2) 「国王と国民との国内的な同盟関係」
  - (3) 「教説」の「感染力」と国際関係の変容
  - (4) リチャード・プライスとバーク
  - (5) 「祖国愛」と「普遍的仁愛」
  - (6) 「自由な国家」と「最善の統治形態」
  - (7) 「ブリテン国制」論の急進的ヴァリアント

以上、(中) 第50巻第3号
- 4 『軍事予算に関する演説』
- むすび

本稿（中）においては、トマス・ペインとリチャード・プライスの言説が、『フランス革命の省察』の執筆にいたるまでの過程で、バークの反革命思想の形成にどのような影響を与えていたのか、を考察した。

まず、ペインについては、革命の方式と国際関係のスキームをめぐってフランス革命後に起きた彼の思想的变化に注目した。国内的には「国王と国民との国内的な同盟関係」を、国際的には「勢力均衡」の論理を想定してヨーロッパ諸国における自由への変革のシナリオを描いていたペインの見解は、バスチユ襲撃事件を境に、「教説 (doctrines) を拡散させる効果」にもとづくイデオロギー的な対立がトランス・ナショナルに交錯しあう構図のなかで、ヨーロッパ全体の「普遍的革命」をめざす路線へと転換した。ペインの示したこの革命の命題が、フランス革命に対するバークの汎ヨーロッパ的な危機意識を深めさせた重要な契機の一つとなった可能性を指摘した。

他方、プライスの影響を考察するうえでは、バークとプライスの両者の言説を、「普遍的仁愛」と「祖国愛」をめぐる〈愛着の連鎖〉という当時の言語的コンテクストのなかに位置づけながら、彼らが共通の言語慣習を持ちながらも、その解釈において決定的に異なる帰結を導いていた点を詳細に検討し、両者のあいだに〈似て非なる構図〉が存在したことを明らかにしようとした。そして、この似て非なる構図は、両者の国制論や統治形態論においてもさらに確認することができる。本稿（中・その二）では、「名誉革命の原理」をめぐるプライスの解釈と、「自由な国家」と「最善の統治形態」という彼の観念について考察することで、この点を浮き彫りにしていきたい。<sup>1)</sup> そこに浮かび上がってくるのは、抽象的な諸原理と伝統的な統治形態論とが結合した、「ブリテン国制」論の急進的ヴァリアントとしてのプライスの姿である。そして、この点こそが、『フランス革命の省察』においてバークが反革命思想の口火をプライスの言説に照準化させていた理由である。

#### (6) 「自由な国家」と「最善の統治形態」

##### 自由な国家と「政治的統治」の原理

プライスは、「自由な国家 (free state)」のための統治として、「市民的自由

1) プライスの一次資料としては以下を用いた。D. O. Thomas (ed.), *Political Writings*, Cambridge, 1991. 以下、PWと略記。邦訳として、永井義雄訳『市民的自由』(未来社、1963年)、永井義雄訳『祖国愛について』(未来社、1966年)も参照。ただし訳出にあたっては適宜、自己訳を試みている。

(civil liberty)」にもとづく「政治的統治 (civil government)」の諸原理について説明している。『祖国愛についての講話』(1789年) のなかで彼は、專制君主に対する隸従からの解放のためには、「祖国を啓蒙すること」が重要であるという。民衆が專制に服従しているのは、「無知」のゆえである。「無知は、頑迷、不寛容、迫害および隸従の親である」。したがって、「通俗的誤謬」を乗り越えて、「政治的統治の正しい観念」を与えることによって、「現在世界にあるほとんどのすべての統治機関のように、人間の権利に対する侵害であり、また少数者が多数者を抑圧することを可能にするための装置にすぎない統治機関に、世界の諸国民が服従することは不可能となるであろう」。すなわち、「知識 (information)」こそが、無知を克服し、隸従からの脱却を可能にする、と。

このように自由と隸従の転轍点を啓蒙主義的な知識に置くプライスの『祖国愛』における革命期の言説は、本稿（中）でわれわれが確認したところの、自由を道徳的人格の要件とし、その実現を「理性」と「知識」に求める『道徳の主要問題に関する評論』(1758年)<sup>2)</sup>の命題が前提になっているといってよい。プライスにとって、フランス革命とはまさしく「知識」が生み出した成果にほかならない。「人類のすべての友がいま歓喜している諸革命は、…知識のおかげなのである。…それは、人びとの精神が自己の諸権利の再発見にそなえることをたすけ、そうして僧侶の世俗的政略と專制制度との廃止を促す」、と (PW, 181-2 = 『祖国』26-8)。

では、「政治的統治」について獲得された正しい「知識」とは何か。プライスはこう定義する。「政治的統治者 (civil governors) たちは、本来、公衆 (the

2) プライスは、「正邪」を了解する人間の「内なる能力」を「悟性 (understanding)」と名づけ (Rev.,17)。「必然的な真理と实在に精通することのできる力」(Rev.,19)とした。この悟性は、理性 (reason) ないし知性 (intelligence) による「省察 (reflection)」を通して作用するものとされ、その結果として把握された事象の本性についての認識が「知識 (knowledge)」である。

3) 道徳を「事物の本性」としての「神の性質」と定義し、その実現を神に対する各人の義務として捉えるプライスの道徳論を踏まえるならば (Rev.,11, 138-64)、啓蒙の理性による「知識」の成果たるフランス革命は、同時代認識としては必然的に千年王国的な熱狂をもって語られることになる。プライスに理性と熱狂のアンビヴァレンスが見られるゆえんである。

public) の下僕である。そして国王とは、公衆の第一の下僕にすぎないのであって、公衆によって創造され、公衆によって維持され、公衆に責任を負うべき」存在なのである (PW, 185 = 『祖国』38)。なぜなら、「王位 (crown)」とはそもそも「民衆の選択 (the choice of people)」にもとづいているからである (PW, 186 = 『祖国』40)。さらにプライスは、このような政治的統治の定義を名誉革命の原理として同定し、それを以下の三つの権利に要素分解する。すなわち、第一に「宗教的諸問題における良心の自由に対する権利」、第二に「権力が濫用された場合にそれに抵抗する権利」。第三に「われわれ自身の統治者を選定し、非行の場合に彼らを罷免し、そしてわれわれ自身で政府を構成する権利」である。周知のように、第一の権利は寛容論の、第二の権利は抵抗権の、そして第三の権利は原始契約と信託の言説を意味しており、プライスがロックの政治哲学に依拠して名誉革命を捉えていたことが窺われる。<sup>4)</sup> 彼は、名誉革命の基礎をこれら三つの原理に置きながら、こう声明する。「政治的権威は民衆からの委任である」とこと、それゆえ「権力濫用は抵抗を正当化する」ことが正しくなかったとすれば、名誉革命は「諸権利の確認ではなく侵害であり、革命ではなく反乱であった」であろうと (PW, 189–90 = 『祖国』48–9)。

4) ロックの影響は、プライスのアメリカ独立革命期の作品『市民的自由についての見解』(1776年)の「第五版序文」においてロックへの参照を明言していることからも明らかである (PW, 20 = 『市民』7)。なお、ロックの政治哲学については、以下を参照した。加藤節『ジョン・ロックの思想世界——神と人間との間』東京大学出版会、1987年。

5) バークの名誉革命の原理は、『省察』の議論をさらに歴史的事例を通して詳細に補足した『旧ウィッグから新ウィッグへの弁明』の説明に見られる通り、名誉革命の正当性をめぐる当時の保守的な解釈に依拠している。すなわち、彼が引証したサッシュヴェルの弾劾裁判 (1710年) に示されている通り、原始契約をロック的な自然権や抵抗権の言語で説明する急進的な理解ではなく、「必要性」にもとづくやむを得ざる逸脱として一回性的な例外状況において把捉する古来の国制論の言語である (WS, IV, 409–430 = 『論集』621–42)。この保守的解釈は、ハノーヴァー朝に入った1714年以降に強固に確立したウィッグ支配体制を擁護するコート・ウィッグのイデオロギーとして継承されていく。この点については以下を参照。H. T. Dickinson, *Liberty and Property: Political Ideology in Eighteenth-Century Britain*, London, 1977, Chap.2, 3. 田中秀夫監訳『自由と所有』ナカニシヤ出版、2006年、54–89, 120–65。なお、バークの名誉革命解釈については以下も参照。Ben James Taylor, ‘Reflection on the Revolution in England: Edmund Burke’s Uses of 1688,’ *History of Political Thought*, Vol.35, No.1,

## 名誉革命の原理としての原始契約と古来の国制

このように、プライスの名誉革命論の特徴は、ロックの政治哲学を参照しつつ、名誉革命の根底に本源的な原理を想定するところにある。しかし、彼が定義したような名誉革命の原理がフランス革命の展開と結びつけられた時に、彼の「政治的統治」の議論は、ロックの自然権理論を参照しつつも、ロックの信託説の射程ないし制約を超えた急進的な意味内容をもつことになる。周知のように、ロックは原始契約と信託とを使い分け、政治社会と統治の「起源」を説明するうえで前者の契約概念を自然権にもとづいて人民主権論的に用いる一方で、現に存在する政府と被治者との関係に言及する場合には、法の支配の原理に依拠しながら後者の信託概念に焦点を当てている。したがって、抵抗権を論じる際にも、各個人はいったん同意が与えられると、統治者の側が人民のプロパティを保全するという信託に対して重大な違反がない限りはその決定を取り消すことはできない。法の支配の確立のためには立法権力という最高権力への服従の義務が要請されるため、被治者の側の能動的な政府の設立改廃には制約<sup>6)</sup>が課せられるといってよい。

後述するように、たしかに、ブリテンの実際的な統治形態をめぐるプライスの議論は、ペインのそれとは対照的に稳健主義的で、伝統的なブリテン国制論の言語慣習の延長線上にある。しかしその一方で、歴史的起点としての名誉革命の位置づけとその体制の根本原理にもとづいて国制改革を推進するという点では、ましてやその改革をフランス革命の革新と同定させるプライスの見解はきわめて急進的な意味をもちえていた。そもそも、ブリテンの古来の国制論は、「時効」にもとづく正当化を本質とする限りにおいて、ロックのプロパティ論や

---

2014, 91–120.

6) 「社会に入るときにすべての個人が社会に与えた権力は、社会が存続する限り、ふたたび個々人の手に戻ることは決してなく、つねに共同体のうちにとどまる」。また、「社会が立法権を人間の何らかの集会に委ね、それが彼らとその後継者たちの手中に引き続き置かれるようにし、しかもその集会に、こうした後継者を定める指示と権威を与えた場合は、統治が続く限り、立法権が人民に戻ることはありえない」。John Lock, *Two Treatises of Government*, Peter Laslett (ed.), Student Edition, Cambridge, 1988, II, 427–8. 加藤節訳『統治二論』岩波文庫, 2010年, 588–9。なお、この点については以下も参照。Dickinson, *Liberty and Property*, Chap.2. 田中訳, 54–89。

同意論は参考しえても、政治社会と統治の「起源」を説明する彼の原始契約の議論とは本来的に両立しがたい言語であったといわねばならない。したがって、後者の原始契約の側面で展開されるプライスの急進的な言説は、バークにとっては二重の意味で妥当ではなかった。すなわち、名譽革命というある特定の歴史的時点を原始契約の観念で把握するという点でも、名譽革命体制の根底に本源的な原理を措定して国制を改革するという点でも、問題があるものと思われた。注目すべきことに、バークは、このようにロックの契約論がもつ急進的側面を展開した言説に対しては、「議会改革」<sup>7)</sup>が焦点となっていた1784年の『議会改革に関する演説』のなかすでに、その二重の問題性を明確に指摘していた。「いったいどのような根拠によって、われわれの国制を過去の特定の時期の姿に復原したり、完全なる統治理論に準拠した諸原理にもとづいて改革・再構築したりしようとするのか」と(WS, 220 =『論集』448)。ここには、フランス革命期のプライスの言説に対してバークが見て取っていた上記の二重の問題性が、1780年代の「議会改革」の文脈においてすでに鮮やかに指摘されている。そして重要なのは、「時効にもとづく国制」というバークの議論が最初に定式化されたのも、この『議会改革に関する演説』においてであったという点である。<sup>8)</sup>

上記の議会改革に関するバークの演説によれば、ブリテン国制は「時効にもとづく国制(a prescriptive Constitution)」であり、「その唯一の権威は、それが超記憶的(time out of mind)に存続してきたという点にある」。それは、

7) 従来のバーク全集の版では、この演説は、1782年5月にピットが提出した「大ブリテンの下院の代表の現状を調査する委員会設置」の動議に際しておこなわれたものと見なし、1782年5月7日の日付で扱われてきたが、2015年刊行のオックスフォード版第4巻では、『モーニング・クロニクル』の記事等にもとづき、1784年6月17日の演説内容として修正されており、本稿でもこの解釈に従った(WS, IV, 215-7)。

8) このことは、バークの保守主義的言説がアメリカ独立革命後の1780年代の議会改革運動の文脈に登場したものであり、『現代の不満の原因を論ず』(1770年)に見られるような以前の改革主義的な政治言説からの変化として捉えることもできる。たとえば、John Brewer, 'Rockingham, Burke and Whig Political Argument', *The Historical Journal*, Vol.18, No.1, 1975, 197-8. ただし、「時」の継続性を重視するバークの思考様式それ自体は、若き頃の初期の言説においても確認することができる。以下を参照されたい。土井美徳「初期バークにおける政治的保守主義の形成(上)——自然的感情、古來の慣習、神の摂理——」『創価法学』第43巻第2号、2013年、114-20。

「選択よりも何万倍も優れたものによって作られた国制」であり、「国民（the people）の固有の状況や機縁、気質や性向、そして道徳的、市民的、社会的な習慣が長期の時を経て徐々に形をとつて現れた産物である」。言うなれば、時効にもとづく国制とは、「おのずから身体に合うにいたった衣服」のごときものである、と（WS, IV, 219 = 『論集』446-7）。便宜と必要にもとづく時の試練を経て合理性と正当性を獲得したとするバークの古来の国制論においては、統治の〈起源〉をめぐる問題は、その発端が原始契約による設立<sup>9)</sup>であれ、暴力による征服<sup>10)</sup>であれ、本質的な問題とはならない。

このように、体制の根底に抽象的な原理を想定するとともに、名誉革命という特定の歴史的時点において原始契約を肯定するというプライスのような急進派の議論は、バークにとって「ブリテン国制」論を異なる様式で急進的に解釈することを意味していたといつてよい。彼はこう指摘している。そもそも「教養ある思弁家たち」が行っているのは、彼らの理論を時効にもとづく統治から作り出しておきながら、そのことを無視して逆に現実の統治のほうがその理論にもとづいて形成されたのだと想定して、現行の統治がそうした理論に照応していないと非難しているのである。バークはこうした議論を、「本末転倒の推論、

9) バークは、不可譲の自然権にもとづく諸個人の選択という論点は峻拒したけれども、原始契約の観念そのものを否定したわけではなく、むしろ古来の国制論に適合的な様式で読み換えようとしたと考えられる。土井美徳「国家・古来の国制・文明社会」中澤信彦・桑島秀樹編『バーク読本——〈保守主義の父〉再考のために』昭和堂、2017年、256-8 を参照。

10) 起源における暴力による支配と、時効の聖別によるその合法化という論理を、バークは政府の統治と国民のプロパティの双方において適用している。「時効こそは、始まりにおいては暴力的だった政府を、長期にわたる慣行を通して合法的なものへと熟成する」（WS, VIII, 219 = 『省察』208-9）。「多くの動産は、元をたどれば…暴力によって獲得されたものだということはありえる話である。始まりにおいては不正であった古き暴力が時によって聖別され、合法的なものとなる」（Corr., VI, 95）。なお、長期占有による時効取得という財産法上の概念を類推適用することによって、統治全体の正当性を起源ではなく、時効という歴史的通用性に訴えるバークの議論には、彼が参照することのできた三つの重要な範例が存在したと考えられる。すなわち、17世紀の古典的コモン・ロー理論、1689年から1714年にかけての名誉革命体制をめぐるウィッグ・イデオロギーの保守的言説、1740年代以降のヒューム、スマス、ファーガスンらスコットランド学派の言説である。この点については稿を改めて考察する予定である。

観念の完全な混乱」だと切って捨てる。本来、時効に権威を置くブリテン国制とは、「いかなる立法者の作品でもなければ、どのような既往の理論にもとづく產物でもない」(WS, IV, 220-1 =『論集』448-9)。このようにバークのプライス批判は、ロックの契約論がもつ急進的側面に依拠したプライスの「政治的統治」論が、「ブリテン国制」論の〈急進的なヴァリアント〉と化すことへの警戒心から発せられたものであると考えられる。

### 「平等な代表」の観念と革命の普遍史的解釈

では、「政治的統治」の概念と切り結ぶことで生まれる「ブリテン国制」論の急進性は、具体的にどのような争点において現れるのか。プライスの議論で重要なのは、彼が名誉革命を〈未完〉のものとして捉え、その〈不完全性〉をとりわけ「代議制度の不平等」という問題で把捉している点である。彼によれば、「名誉革命は偉大な仕事ではあったが、決して完全な仕事ではなかった」。名誉革命が国制上に残した不完全な状態のうち最も重要な問題は、「代議制度の不平等」という点にある。イギリスの代議制度は、国民の一部の層しか代表しておらず、その意味で自由の享受も限定的である。しかも、限定的であるにとどまらず、選挙における「腐敗」が権力濫用の温床となっている、と。プライスの歴史認識において、名誉革命とは、政治的統治という〈原理〉の点では正しかったが、その実現の程度においてはいまだ不十分な過渡的出来事として把握され、その原理のさらなる実現はアメリカ独立革命へと受け継がれ、フランス革命をもってついに絶頂に達したとされる。

もとより、後述するようにプライスはブリテン国制のあるべき統治形態を混合政体として理解しており、共和制の導入を意図していたわけではない。プライスがブリテン国制との関係においてフランス革命の展開のなかにとくに意義を見い出していたのは、「純粹かつ平等な代議制度の達成」という点であった(PW, 191-2 =『祖国』49, 53-4)<sup>11)</sup>。彼の求めるブリテン国制の〈完全性〉の追

---

11) 『祖国愛』「付録」において、プライスはフランスの新選挙制度について詳細に言及している。Richard Price, *A Discourse on the Love of our Country*, Fifth Edition, London, 1790, Appendix, 43-4.

求とは、自然権にもとづく「平等な代表制」の実現という点に照準化されており、それが腐敗を除去し、自由の保障につながると考えられていたのである。この論調は、上述した1784年の『議会改革に関する演説』に見られるように、<sup>12)</sup>バークが「議会改革」運動のなかで警戒していた論点であった。

こうしてプライスは、「自由」の原理とそれを実現する「平等な代議制度」を歴史観測の定点しながら、英米の二つの過去の革命とフランスの現在の革命とを、同一の原理にもとづく単線的な発展過程として把握し、ヨーロッパ全体の普遍的解放という未来の革命を人類史的に描く。「私は一つの革命の利益に与かったのち、ともに名誉な他の二つの革命の目撃者となることを許された。そういうしていま、私の思うに、私は次のことを見ているのである。自由を求める熱情が人びとの心をとらえ、広まりつつある。人間社会の業務において全般的改善が始まりつつある。国王の支配は法の支配に変化し、僧侶の支配は理性と良心の支配に道を譲りつつある」と。名誉革命が「点火した光が、アメリカを解放した後、フランスに反映した」。そうしてフランスでは、「專制主義を灰燼に帰せしめ、ヨーロッパを暖め、照らし出している炎が燃え盛っている」と(PW, 195-6 = 『祖国』63-4)。プライスに見られるこうした汎ヨーロッパ的・人類的な普遍史解釈は、本稿（中）においてわれわれが確認したように、〈愛着の連鎖〉をめぐる18世紀の政治論争において、プライスがスミスやバークとは対照的に、それをナショナルな次元ではなく、「普遍的仁愛」という人類的な地平に強調点をおいていたことと重なり合う。

以上のようなプライスの名誉革命解釈に見られる三つの特徴、すなわち、第一に名誉革命を歴史的起点としての〈原始契約〉と見なすこと、第二にその契約行為にもとづく体制を〈政治的統治〉の原理で説明すること、第三にその原理のもつ普遍性に依拠して、名誉革命、アメリカ独立革命、フランス革命を、一つの啓蒙のナラティブの下に人類の普遍史として描くこと、である。このよ

---

12) バークは、「わが国の下院は…諸個人(individuals)の集合としての国民(people)の代表ではない」、「代表制を考察する唯一の視点は便宜という観点である」(WS, IV, =『論集』453)と主張し、「算術上の不平等」が問題なのではなく、便宜の原理にもとづく「道徳的政治的な平等」こそが重要だと言明する(WS, IV, 218, 225, 222 = 『論集』446, 453, 450)

うな革命の原理的解釈と歴史的解釈は、「世界の圧政者よ、戦慄せよ」という彼の言葉に示唆されるように、「自由」の大義の下にフランス革命の成果が人類全体に拡張されることを、さらには自由の享受という点で限界性と問題性（＝議会における平等な代表）を抱えたイギリスの国制もまたフランス革命の原理によって改革されることを意味していた。周知のように、バークの『省察』がその冒頭部分からプライスの革命協会における講話を標的にして、「自由」の観念と名誉革命体制の解釈をめぐって執筆されているゆえんも、こうしたコンテクストにおいて理解することができるであろう（WS, VIII, 54–85 =『省察』8–45）。

### 自由の観念——「自己指示」と「自由な国家」

このように、プライスのさまざまな政治言説を通底する核心的要素となっているのが、「自由」の観念である。名誉革命体制の原理をめぐるバークとプライスの見解の相違は、それゆえ「自由」の意味内容の差異という点にあったといえる。この差異こそが、バークがアメリカ独立革命を名誉革命の延長線上で支持する一方で、フランス革命を真っ向から批判して、両革命とのあいだに原理的な乖離を見い出したのに対して、プライスが名誉革命、アメリカ独立革命、フランス革命を同一原理の段階的発展として把握したことと説明するものである。それゆえ、以下のところでは、アメリカ独立革命期におけるプライスの自由の観念をめぐる言説を検討しておくことにしよう。

プライスは、アメリカ独立戦争の際に『市民的自由についての見解』（1776年）<sup>13)</sup>を著して、自由一般の性質、市民的自由および統治の諸原理について考察しているが、そのなかで彼は、身体的自由、道徳的自由、宗教的自由、市民的自由を一つのコロラリーで把握している。これら四つの自由を通底する鍵概念としてプライスが挙げるのが「自己指示（self-direction）」あるいは「自己統治（self-government）」の観念である（PW, 21–2 =『市民』15–6）。

独立革命期に『市民的自由についての見解』において展開されたプライスのこうした自由の観念は、道徳原理を考察したプライスの初期の哲学作品『道徳

---

13) Richard Price, *Observations on the Nature of Civil Liberty, the Principles of Government, and the Justice and Policy of the War with America*, 1776.

の主要問題に関する評論』(1758年)<sup>14)</sup>における道徳的言説を前提にして展開されていると考えられる。本稿（中）で考察したように、プライスは自身の道徳哲学のなかで、人間を自己規制する存在として捉え、諸個人の人格の自律としての道徳的自由を思弁的ないし抽象的に構築しようとした。自由とは、プライスによれば、自らの行為を道徳に適うよう判断し決定することのできる能力である。「私がここで言わんとする自由とは、行為する力であり、決定する力を意味している。こうした力を欠いたところにはもはや道徳的能力は存在しないことは自明である」。それゆえ、「徳は決定を前提とし、決定は決定者を前提とする」。自由とは、この決定者が道徳的な主体 (agent) となるための必要不可欠な能力なのである (Rev., 177, 181)。こうした自己行為的・自己決定的な道徳的主体を前提に、宗教的自由、そして市民的自由を擁護したがゆえに、彼の「市民的自由」をめぐる政治的言説は高度に哲学的・抽象的な性格を帯びていたといつてよい。<sup>15)</sup>

『市民的自由についての見解』におけるプライスの説明によれば、市民的自由とは、「人民の集合体がまったく関与もせず、統御もできないような任命権力や命令権力の行使に従属することなく、それ自身の裁量もしくは自ら作成した法によって、自らを統治する政治社会 (civil society) あるいは国家 (state) の

14) 本稿では以下の版を用いた。Richard Price, *A Review on the Principal Questions in Morals* (1758), edited by D. D. Raphael, Oxford, 1974. 以下、引用に当たっては、Rev.と略記する。

15) プライスの自由は同時に神の摂理を前提とした形而上学的性格をもつ。18世紀における個人の尊厳ないし自由を説いた同様な言説は、一般的に功利主義的な、それゆえ相対的な傾向を帶びており、「神」も修辞的な意味合いが強かったが、『道徳の主要問題に関する評論』のなかで功利主義を批判したプライスにとって神とは、C. B. コーンの言葉を借りれば、「宇宙を直接的かつ積極的に支配する生きた力ある支配者」を意味した (C. B. Cone, *Torchbearer of Freedom. The Influence of Richard Price on Eighteenth Century Thought*, Lexington, 1952, 26)。したがって、道徳的人格の自由 (あるいは権利) は、他方で神に対してなすべき行為としての義務の問題と関連していた。つまり、プライスの政治的市民的な自由が依拠する道徳的な基礎には、神の摂理に起源を有した神との義務論的な関係が存在していたのである。D. O. Thomas, *The Honest Mind: The Thought and Work of Richard Price*, Oxford, 1977, viii-ix も参照。

16) Gregory I. Molivas, 'Richard Price, the Debate on Free Will, and Natural Right', in *Journal of the History of Ideas*, Vol.58, No.1, 1997, 105-6.

権力 (power) である」。これに対して、「行為者自身の意志に対立して存在する力 (force)」は、それが作用する限り、「隸属状態」を生み出す。「自由と隸属状態とのあいだの境界」はここにあると (PW, 22-3 = 『市民』16-8)。それゆえ、「政治的統治」が自由なものと称せられるのは、それが「人民による創造物」であり、「人民に起源をもつ」からである。プライスはこうした政治的統治にもとづく国家を「自由な国家」として概念化する。すなわち、「自由な国家」とは、「すべての人間が彼自身の立法者」であり、法とは「保護と安全を得るために共通の同意により制定された個別的な諸条項もしくは諸規則」である。そして、すべての行政官は、これらの諸規則を実行に移すための「被信託人もしくは代理人」である (PW, 23-4 = 『市民』19-20)。プライスがフランス革命期に『祖国愛』のなかで言及した、名誉革命の原理としての「政治的統治」は、アメリカ独立革命期の『市民的自由』において彼が展開した、「自己指示」<sup>17)</sup>という自由の定義にもとづく「自由な国家」の理念を前提としている。

以上のようなプライスの自由の観念とのあいだの差異は、すでにアメリカ独立革命の段階において、バークには明確に意識されていたといってよい。プライスの自由論に対するバークの批判的な眼差しは、アメリカ問題を論じた『ブリストルの執行官への手紙』(1777年)においてすでに暗に指摘されているからである。彼は「市民的自由」をめぐってこう述べている。「市民的自由 (civic freedom) とは、多くの連中が吹聴するような、深遠な学理の奥底に隠された観念などでは決してない。それは祝福と便益 (benefit) なのであって、抽象的思弁ではない」。バークにとって自由とは「社会的自由」の状態にあることを意味し、それは、「中庸 (medium) を許容せずにその範囲全体にわたって真か偽かを決定せねばならない幾何学や形而上学の命題」とは根本的に異なる性格のものである。彼はいう。「社会的市民的自由 (social and civil freedom) は…それぞれの共同体の気質と状況に応じて無限に多様な形に作り上げられる」と。純粹形態としての「自由の極み (extreme)」は、「抽象的には完全性があ

---

17) プライスにとって、身体的自由、道徳的自由、宗教的自由、市民的自由に通有的な自由一般の本質とは、「そのひと自身の意志により導かれる」ことになり (PW, 26 = 『市民』25)、市民的自由も他の三つの自由と同様、神からの「恩恵」として人類すべてに賦与された「人間の諸権利」である (PW, 23, 66 = 『市民』18-9, 131)。

るが、実際的には欠陥となる」。それゆえ、專制であれ放縱であれ、「両極端 (extremes) は、…われわれの義務に関する面でも生活上の欲求充足に関する面でも、必ずや徳と幸福の両方を破壊する」。自由を享受するためには、共同体の氣質や状況に依拠した社会的制約性が必要となるのである (WS, III, 318 = 『論集』273)。上記の言説における諸論点は、本稿（上）すでに確認した通り、フランス革命のもつ形而上学的な極端さを指摘した、バスチユ襲撃事件後の一連の書簡における批判的洞察とも完全に一致する。したがって、バークが『省察』において批判した「形而上学」とは、直接的にはプライスのことを意識していたものと考えられる。<sup>18)</sup>

以上のように、バークとプライスとのあいだの「自由」をめぐる思想的差異は、フランス革命以前に、すでにアメリカ独立革命の文脈で、少なくともバーク自身においては問題意識化されていたし、さらに1980年代の「議会改革」運動のなかで「時効にもとづく国制」という、より保守主義的な表現形式となつてバークの言説において顕在化していたのである。

#### (7) 「ブリテン国制」論の急進的ヴァリアント

##### 「最善の統治形態」とブリテン国制——プライスの言説の保守性

しかしながら他方で、自由の觀念をめぐって政治原理の次元において確認されたプライスの言説の急進的な性格とは対照的に、実際の統治形態についての彼の言説を見てみると、ブリテンの伝統的な統治形態論の延長線上で議論が展

18) バークは『省察』のなかで、プライスの説教と彼が発議したフランス国民議会宛の革命協会の文書に言及しながら、こう批判している。「何事であれ人間的行動や人間的事象に関わりのある事柄について、その対象を、あたかもすべての関係性を剥ぎ取られたかのように、まったく形而上学的抽象のなかに孤立させて単純に考え、断定的に毀譽褒貶するなど、私にはできない相談です。實に状況こそ…あらゆる政治原理にそれぞれ固有の色彩を与える、それぞれ不二の効果あらしめるものです」。そして、「抽象的にいえば」、自由とは「善」であるが、しかし「状況次第で人類に対して有益にも有害にも」なりえる、と (WS, VIII, 000 = 『省察』12)。フレデリック・ドライヤーも、バークの『省察』がフランスの出来事以上に、ブリテンにおけるプライスの哲学的議論を意識したものであったと指摘し、『省察』において匿名で記された形而上学者とはプライスのことを指していたと主張する。Frederick Dreyer, ‘The Genesis of Burke's Reflections’, in *Journal of Modern History*, 50, 1978, 462-79.

開されている点に注目する必要がある。プライスは、現に存在するブリテンの実際的秩序の正当性と妥当性を前提にしているという点で、民主主義と共和主義を唱えるペインの急進主義的な言説とは性格の異なる、現実主義的で穩健な見解を示しており、実は多くの重要な論点でバークと重なり合うからである。<sup>19)</sup>

まず、プライスにおいては、世襲原理を厳しく非難したペインとは異なり、ブリテン国制における君主制や貴族制の意義が肯定的に評価されている。彼は、自由な国家の要件が「自らの意志によって」、すなわち「代議体の意志によって導かれる」ことにあるとする一方で、「統治の最も完全な構造 (constitution)」を形成するためには、人びとの意志によって選ばれた「代議体 (a body of representatives)」に、「すべての人の頭に立つ最高行政官 (a supreme executive magistrate)」をもつ、その国における第一級の人びとから構成された世襲会議 (an hereditary council) を付け加える最良の理由がある。それらは、「立法府における有益な抑制因を形成し、自由を侵害することなくそれに活力と統一、迅速さを与えるのに役立つ」からである。プライスは、これこそが「われわれ自身の国制 (constitution)」であることを、この国におけるわれわれの誇りとする」と言明している (PW, 26-7 = 『市民』 26)。プライスが、「自由な国家」の理念と「世襲」の原理とは両立可能な、あるいは相互補完的なものでありえると理解したうえでブリテン国制を擁護している点は、彼の政治言説の穩健主義的、現実主義的な性格を端的に示すものである。<sup>20)</sup>

プライスの政体論を考察するうえで重要なのは、彼の思考において「自由な

19) バークの『省察』における激しいプライス批判がわれわれに与える印象よりもはるかに両者は共通性を持っていると、ディキンソンは指摘する。H. T. Dickinson, ‘Richard Price on Reason and Revolution’, in Willian Gibson and Robert G. Ingram (ed.), *Religious Identities in Britain, 1660-1832*, Aldershot, 2005, 254.

20) 「プライスは真正の共和主義を恐れるべきものとして見なしていた」というワインスタインの指摘は正鶴を得ている。プライスは国制の問題としては一貫して抑制と均衡の原理に立つ混合政体を想定しており、彼の求める「公正かつ平等な代表」の理念は、後述するように、この均衡と抑制を作用させるための下院の独立性をめざすものであったからである。Benjamin Weinstein, ‘Popular Constitutionalism and the London Corresponding Society,’ *Albion: A Quarterly Journal Concerned with British Studies*, Vol.34, No.1, 2002, 47-8. この点については、Thomas, *The Honest Mind*, 305-6 も参照。

国家」と「最善の統治形態」とは等価ではなかったという点である。『市民的自由についての見解』の翌年に刊行された『追加的考察（Additional Observation）』（1777年）のなかで、プライスは、「自由な国家」の原理的要件が何であるかという議論と、「最善の統治形態（the best form of government）」がどのような「国制」であるかという問題は「まったく異なる論点」であるとし、両者を概念上、明確に区別している。彼にとって、「自由とは統治における最も重要な要件ではあるが、唯一のものだというわけではない。叡智や統一、迅速性や機密性、活力なども同様に要件となる」のである。そして、これらすべての要件が最良の配合で組み合わさった形こそが「最善の統治形態」とされる。言い換えれば、自己統治とは原理であって、その原理の獲得には「多様な方法」がありえるがゆえに、具体的な統治形態は多様な形で実現されうる。何が「最善の統治形態」となるかは、「共同体における知識と経験」の集積によって決まるのであって、それは「あらゆる時代の最も賢明なる人びと」によって培われてきたものであり、人間の「悟性（understanding）」によって一義的に導き出すことはできない、と（PW, 79–80）。

このように理念としての「自由な国家」と実践としての「統治形態」とを異なるカテゴリーで把握する、プライスの政治言説に見られる思考、すなわち、抽象的な原理の定義と、多様な状況を前提とした原理の実践的な適用とを立て分けて考えるプライスの政治的な思考様式は、『道徳の主要問題に関する評論』におけるプライスの道徳言説における二元的な思考とも符合している。すなわち、「抽象的あるいは絶対的な徳」と「実践的あるいは相対的な徳」である。彼によれば、単なる理論的抽象的な徳の定義は、理性による推論によって必然的に導出することが可能であるが、しかしそれを具体的な「行為（action）」に移すにあたっては「このうえなく多種多様な諸状況（the greatest variety of circumstances）」を考慮に入れる必要があり、「普遍的かつ確実に」決定することはできない（Rev., 177–9）。そこには、「経験と理性」にもとづいて「最上の判断」<sup>21)</sup>が求められる、と（Rev., 180, 185）。

---

21) もとより、本稿（中）でも確認したように、道徳の源泉を感情や感覚に求めるモラル・センス学派に批判的なプライスにとって、「実践的あるいは相対的な徳」の問題は、感情

以上のように理論と実践とを弁別するプライスの政治言説と道徳言説とを踏まえるならば、理性のみにもとづくアприオリな抽象的諸原理が、道徳のあるいは政治的な行為主体の実践に対して一義的かつ普遍的に適用できるわけではなく、そこには状況に照らした経験主義的なアリズムが必要になる、とプライスが考えていたことは明らかである。だとすれば、前述した『ブリストルの執行官への手紙』におけるバークのプライスを想定した批判、すなわち市民的自由は抽象的思弁の産物ではなく、幾何学や形而上学の命題とは根本的に異なって、それぞれの共同体の状況に応じて多様な形で形成される、とするバークの批判は正鵠を得たものとはいえない。<sup>22)</sup> 政治的自由を道徳の次元に基礎づけ、さらに究極的には神の摂理のなかでの各人の義務として把握する一方で、個別の行為の妥当性は状況のなかで経験主義的に判断されるという特徴に関する限り、バークの思考様式とプライスのそれとのあいだには一定の通有性が確認されるからである。

『道徳の主要問題に関する評論』におけるプライスの初期の道徳的言説と、『市民的自由についての見解』の『追加的考察（Additional Observation）』におけるプライスの後期の政治的言説において確認される、理論的かつ抽象的なカテゴリーと実践的かつ相対的なカテゴリーとの差異をふまえた思考様式は、後述するように、統治の実践においては「極端」を排して「中庸」をとるための「賢慮」を重視していたことともつながってくるし、さらには、市民的自由を、抽象的な自由の観念から生じる極端としての「放縱」とは区別する、プライスの「徳」に適った「自由」の観念とも密接に関係している。<sup>23)</sup>

や感覚による受容にもとづくものではなく、あくまで「知性（intelligence）」がその要件となることを確認している（Rev., 183）。一方、スコットランド啓蒙の影響をつよく受けているバークは、自然的感情や本能の働きを肯定的に捉え、そこに理性を補完する役割を認めている点ではプライスと対照的である。バークのこの点については、土井美徳「初期バークにおける政治的保守主義の形成（上）——自然的感情、古来の慣習、神の摂理——」『創価法学』第43巻第2号、2013年、107-50。

22) 同様な指摘は、以下の文献にも見られる。Thomas (ed.), *Political Writings*, Introduction, viii, xxi-ii; Susan Rae Peterson, ‘The Compatibility of Richard Price's Politics and Ethics’, in *Journal of the History of Ideas*, Vol.45, No.4, 1984, 540.

## イングランド法と混合政体の擁護

プライスの『市民的自由についての見解』における以上のような言説の含意を理解するうえで注目しておくべきは、彼がこの説明において『法の精神』で統治において風土や習俗を重視したモンtesキーの言説や、さらにはコモン・ローを学問的に体系化したブラックストンの『イングランド法注釈 (Commentaries of the Laws of England)』を明示的に参照している点である (PW, 80 and n.6)<sup>24)</sup>。周知のように、モンtesキーとブラックストンは、バーク自身にとってもブリテン国制を理解するうえで重要な典拠の一つとなっているからである。<sup>25)</sup> このように、プライスがアメリカ植民地の独立戦争の正当性を説く際に「われわれ自身の国制 (constitution) の諸原理」に照らすという形で判断しようとしていたように、ブリテンにおいて彼が「最善の統治形態」だと考えていたのは、抑制と均衡の原理に立った混合政体としての伝統的国制

---

23) 『道徳の主要問題に関する評論』における「抽象のあるいは絶対的な徳」と「実践的あるいは相対的な徳」とを区別するプライスの議論は、後者の実践的な徳と「自由」との関係性について言及したものである。そこでは、抽象的・絶対的な徳は、物理的法則のように裁量の余地がない理性による「必然性」の学説として、他方、実践的・相対的な徳は、行為主体の意見や判断に関わる自由の問題として説明される。「自由と理性が、徳の能力 (capacity) を構成する」、と (Rev., 181-5)

24) プライスは『追加的考察』の「結論」のなかで、モンtesキーを「ブリテンの国制と国民」について考察した「偉大な著述家」と称し、とくに『法の精神』の第19、第27章 (Bk.xix, ch. 27) の記述を引証している (PW, 95)。

25) バークにおけるモンtesキーの影響については以下を参照。C. P. Courtney, *Montesquieu and Burke*, Oxford, 1963. また、法曹学院でのコモン・ロー研究の経験をもつバークはかなり早い時期からブラックストンの著作に注目している。たとえば『年鑑』の書評で、ブラックストンの『法学研究に関する講演 (A Discourse on the Study of the Law, 1758)』を「イングランド法の研究を適切な諸規則に下においた議論」だと彼は称えている (*The Annual Register, For the Year 1758*, 9th Edition, London, 1795, 452)。ブラックストンについては以下も参照。Wilfrid Prest, *William Blackstone: Law and Letters in the Eighteenth Century*, Oxford, 2008. 小畠俊太郎「ブラックストンのイングランド国制論 —自然法・古来の国制・議会主権」政治思想学会編『政治思想研究』第10号, 2010年, 272-302。小畠は、「ブラックストンのイングランド国制論は、概して、ロック的な政治理論から急進的因素を剥奪して換骨脱胎したものであったといえよう。それは、エドマンド・バークに強固な確信を与えた」と指摘している (同書297)。

にほかならない。プライスにとって改革の主眼は、バークの場合と同様に、「国王の影響力」を減少させて議会の従属性を解消する点に置かれていたのであり、それは、「腐敗」を根絶してブリテン本来の「国制を回復する」ことを意味していたのである (PW, 45, 74 = 『市民』77, 154-5)。<sup>26)</sup>

しかしながら、バークとプライスとの見解の決定的な相違は、前述したように、議会改革における「平等な代表」の実現という争点にあった。国制を時効にもとづいて正当化するバークの政治的秩序の観念は、現に存在する〈財産〉と〈代表〉の不平等を当然の前提とするものであった。それゆえ、1780年の『経済改革演説』に見られたように、バークにとっての改革は行財政改革としての「経済改革」に主眼を置いた「穏健な改革 (a temperate reform)」によって「漸進的に効果を発する」ことを意図したものであり、議員定数の再配分や議員任期の短期化、選挙権者の拡大といった選挙制度をめぐる急進的な改革に対しては否定的であった (WS, III, 492 = 『論集』312-3)。一方、『祖国愛』においてプライスは、名誉革命が国制上に残した「不完全な状態」のうち最も重要な事例が「われわれの代議制度の不平等」であると指摘し、「代議制度が部分的であること」を問題視する (PW, 191-2 = 『祖国』53-4)。このようなプライスの言説は、いわゆるカントリー・ウィッグの系譜における急進派として理解されるべきものであったといえるが、ただし、この点で注意しておくべきは、フランス革命期のプライスの場合、「他の諸国による純粋かつ平等な代議制度の達成が…われわれの恥ずかしさを燃え立たせる」との言辞に示唆されているように、從来の議会改革運動がフランスの「国民議会」の平等な選挙制度と切り結ばれている点であり、バークにとってはとりわけ看過しがたい見解であった。プラ

26) Thomas, *The Honest Mind*, 305. プライスの議会改革における「腐敗」防止の主張は、プライスが「徳」と「腐敗」という伝統的な二分法に立脚していたことを意味している (Weinstein, op. cit., 48)。このことは、プライスの自由概念が『道徳の主要問題に関する評論』で導出した道徳原理の帰結を前提にして展開されているという本稿での前述の考察からも明らかである。真理・徳・自由を人類の天恵と捉え、「自由な国家」の実現を考えるプライスにとって、選挙と議会における「腐敗」は権力濫用を生み出す災厄であった。

27) この点については以下を参照。Dickinson, *Liberty and Property*, Chap.6. 田中訳, 200-36。

イスは、第五版の「付録」に収録された、1790年11月4日の名誉革命記念協会での祝辞に寄せて、ブリテンの「上院と下院から構成される議会 (parliament) が、国民議会 (National Assembly) — すなわち国民 (nation) を真に代表し、その声を表す議会 — と正当に見なされうるような、王国の代表制 (representation) <sup>28)</sup> における改革」を願うと述べている。このように、平等な代表を求める議会改革を、フランス革命の「国民議会 (national assembly)」を模範として推進するところに、急進的なカントリー・ウィッグとフランス革命との結節点があつたといつてよい。<sup>29)</sup> バークの最大の懸念は、後述するように、ブリテン国内においてこうした急進主義的なウィッグが台頭することにあつたと考えられる。

### 専制と放縱のあいだ — プライスの中庸の思考

さらに、ブリテンの伝統的な国制を最善の統治形態として擁護し、世襲原理にもとづく君主制と貴族制がもつ意義を積極的に承認するプライスの言説は、彼が統治において「賢慮と中庸 (prudence and moderation)」(PW, 50-1 =『市民』91) を重視していたことの表れでもある。彼は、「行きすぎ」た自由、すなわち「自由の極端なもの」としての「放縱 (licentiousness)」に対しても警鐘を鳴らしている。「放縱」とは、彼によれば、「法律において告知され宣言されている共同体の意志に對立する、強欲な諸個人の意志による統治」を招来する。彼はいう。「放縱と専制は、一般に想像されているよりも密接に関連しているように思われる。それらはともに、自由と、そして統治の眞の目的とに矛盾している」。両者の差異とは、「一方は偉大な人たちの放縱であり、他方は卑俗な人たちの放縱」だという扱い手の違いにすぎない。専制においては、人び

28) Price, *A Discourse*, Fifth Edition, Appendix, 42.

29) もとより、プライスは、自然権にもとづく普通選挙制の導入には慎重である。彼が理想とする市民とは、教養（知識）・独立性（自由）・プロパティの保護から生じる祖国への責任意識をそなえたシビックマインドを要件としており、実際の主体としては地方の自由土地保有者のヨーマンであったと考えられる。Weinstein, *op. cit.*, 48. ただし、フランス革命後には、フランスの新たな選挙制度に示唆を得て、「代表の選挙人 (the electors of the representatives)」を選ぶための投票権という間接的な形において普通選挙制を検討している。Price, *A Discourse*, Fifth Edition, Appendix, 43-4.

との身体と財産とが「国王からの蹂躪と侵害」にさらされ、放縱においては、「無法な群衆からの同様な蹂躪」を免れない。それゆえ、プライスによれば、「適切に組織された統治」においては必ず「放縱と專制の両方に対して等しく防衛する」、と (PW, 27 = 『市民』26-8)。このように「放縱」と「專制」を、行きすぎた自由の両極端の現われとして把握し、「適切に組織された統治」の条件として法に適った自由の社会性を重視する、というプライスの『市民的自由についての見解』における中庸の言説は、本研究でこれまで考察してきたバークの諸書簡の言説や、さらには後述する「軍事予算に関する演説」における彼の見解とさえ限りなく重なり合う。

「放縱」を戒めるプライスの見解は同時に、アナーキーを避けるための「服従」の義務の重要性を説く言説となって現れる。プライスは、『祖国愛についての講話』のなかで、この服従原理に関わる観点からも二つの極端を戒めている。「政治的統治者たちに服従する義務が立脚している基礎」にまつわる「二つの極端」すなわち、一方における被治者の側の「追従と隸従」と、他方における統治者の側の「高慢かつ放恣な軽蔑」である (PW, 185 = 『祖国』37-8)。統治者の側の專制が、被治者の側で隸従を生み出し（その反動がもう一つの專制としての「放縱」を招く）というプライスの見解は、本稿（上）でも考察したように、「隸従」と「放縱」の両極端を回避することによって、專制のモーメントを排した形で「服従」の問題を考えるバークの思考とも、服従の原理そのものは異なるものの（この点は『軍事予算に関する演説』におけるバークの言説を通して後述する）、賢慮と中庸にもとづく思考という点では共通するものがある。

したがって、ここでもまた、前述の『ブリストルの執行官への手紙』におけるバークのプライス批判、すなわち中庸を許容しない両極端は徳を破壊するがゆえに、市民的自由の享受には制限が必要だとする論点は、やはりプライスの見解を曲解した批判だといわざるをえない。プライスの見解は一貫して、「中庸」を重視するウィッグの伝統の延長線上にある政治言説だからである。<sup>30)</sup>もとより、『市民的自由についての見解』における君主の專制と群衆の放縱という議論では、バークの場合とは対照的に、プライスは後者よりも前者の方がより大きな脅威

---

30) Thomas, *The Honest Mind*, 28.

になるものと考えられている。群衆の放縱は、「権力をほとんど持たず、かつそれを支える体制を持っていないから、必然的にそれ自身の療法を見い出して、放縱にともなう騒乱とアナーキーからほどなく抜け出す」。これに対し、君主の專制は、「統治の形態をまとい、かつその軍隊で武装しているから、おそるべき闘争なしには克服されない害悪である」(PW, 28 =邦訳28-9)。一方、バークの場合、バスチーユ襲撃事件以降のバークの書簡や後述する「軍事予算に関する演説」においては、群衆の放縱がアナーキーを招来し、軍事と結びついた型の群衆の專制となる危険性が強調される。<sup>31)</sup>「中庸」の観念をめぐるバークとプライスの微妙な差異のなかにも、ウィッグ主義の解釈をめぐる両者の立ち位置の相違が現れているといえる。

### 議会改革運動と新ウィッグ主義

以上のように、急進主義的な原理と穩健主義的な統治とが表裏一体となったプライスの政治言説は、名誉革命の体制原理にもとづくブリテン国制の枠組みにおいてフランス革命を擁護し、もってイギリスの議会改革を「人間の権利」という自然権にもとづく平等の原理で推進しようとする点において、バークにとっては、ペインの急進主義的な言説よりも、イギリス国内における革命の影響という点ではるかに危険なものに映じていたと考えられる。すなわち、一方で、現に存在するブリテン国制やその統治形態の卓越性を擁護しながら、他方で「自己統治」としての「自由」の原理をもってブリテン国制の「基本原理」とし、その確証をモンtesキーの『法の精神』におけるブリテン国制の卓越性についての説明や、さらにイングランド法の権威であるブラックストンのコメントリーの言説とさえ同定しようとするプライスの議論は、共和主義を信奉

31) ヒュームもまた君主政の專制化と民主政のアナーキー化のあいだの中庸を重視したが、その際、彼は後者の方を一層恐れていた。「もしわれわれが、君主政からの危険が差し迫っているため、それを一層警戒する理由があるとするならば、民主政体の危険は一層ひどい」という理由から、その政体を一層警戒する理由もあるのである。このことは、われわれのすべての政治論争における中庸の大しさを教えてくれるであろう。David Hume, *Essays, Moral, Political, and Literary*, Eugene F. Miller (ed.), Revised Edition, Indianapolis, 1985, 53. 田中敏弘訳『道徳・政治・文学論集』名古屋大学出版会, 2011年, 43。

するペインら他の急進主義者とは違って、同じく「人間の権利」を出発点としていても、ブリテン国制の卓越性を肯定する稳健主義的な言説であった。しかしそのことは、バークにとっては、彼が主張する「時効にもとづく国制」という保守主義的理解とは別様の、急進的なブリテン国制の解釈となりかねないがゆえに、最も警戒すべき主張だと考えられたのである。このように、本稿（中）で祖国愛と普遍的仁愛をめぐって指摘したバークとプライスとの〈似て非なる構図〉が、ブリテン国制論の文脈においても確認することができるのである。

以上のような、バークと似て非なる構図にあるプライスの言説は、カントリー・ウィッグの急進主義思想として理解すべき性格のものである。この点においてペインの言説とは性格が異なるとともに、次稿で考察するように、ロッキンガム派内の急進派であるフォックスや、「ヨークシャー運動」（1780年）を組織したクリストファー・ワイヴィル<sup>32)</sup>らの見解と同一性をもつといえる。「保守的改革」の立場に立つバークは、フランス革命以前から、こうしたカントリー・ウィッ

32) J. R. Dinwiddie, *Christopher Wyvill and Reform 1790-1820*, York, 1971, 4-6.

プライスは、1782年12月12日付のワイヴィル宛書簡で議会改革をめぐって、「公正かつ平等な代表」を確立することこそが議会改革の最優先事項であること、さらに州選挙区の定員増と都市の腐敗選挙区の廃止が喫緊の課題であることを伝えている（Thomas, *The Honest Mind*, 204）。一方、ワイヴィルは、バークの『省察』におけるプライス批判に対して、プライスを擁護するパンフレットを刊行している。そのなかでワイヴィルは、「国制改革」において「プライス博士は初期の頃より一貫して中庸な提案を支持してきた」と説明している（Christopher Wyvill, *A Defence of Dr. Price and the Reformers of England*, York, 1792, 64-5）。ワイヴィルがここで明示した中庸な提案とは、1780年代のウィリアム・ピットによる議会改革の提案である。もとより、『祖国愛』の段階でのプライスの急進性がピットの改革主義の枠内に収まりきるわけではない。しかしプライスは、シェルバーン卿との交流からピットの80年代の議会改革にコミットし、1782年5月の「大ブリテンの下院の代表の現状を調査する委員会設置」の動議におけるピットの考え方方に全面的に賛同しており（*Parliamentary History*, xxii, 1416-22）、理論的にはその抽象的思弁性から急進的に見えるプライスを、現実の国制改革ではカントリー派の改革路線を継承した稳健主義的改革のカテゴリーで把握することは的外れだといえない（Cf. Thomas, *The Honest Mind*, 286-8）。他方でワイヴィルは、ペインに対しては、彼を「イングランド国制の改革者」のなかに含めることは適切ではなく、「人間の権利」に見られるペインの急進的言説は「われわれの統治システムを改革し改善するのではなく、それを転覆し破壊する」ものだとして批判的である（Wyvill, *op. cit.*, preface, i-ii）。

グ的な急進的議会改革に対しては（それがプライスであれ、フォックスであれ、<sup>33)</sup>ワイヴィルであれ）、一貫して警戒心を抱いていた。もとより、ここでいうバークとプライス、ワイヴィル、フォックスらとの差異は、「改革 (reformation)」をめぐる考え方の違いであり、その対立の前線が明確に顕在化していたのは、アメリカ独立革命の文脈においてよりも、いわゆる「議会改革」問題をめぐつてであった。バークにとってプライスの『祖国愛』の言説が危険なものと思われたのは、すでに1800年代の議会改革の運動方針をめぐつて現れていたウェーリング主義の、さらにはロッキンガム派内の対立が、<sup>34)</sup>「革新 (innovation)」を意味するフランス革命の思想によって触媒された形でウェーリング主義論争が起こりかねないからだったといえる。

このように、フランス革命に関するプライスの言説とこれに対するバークの批判は、ウェーリング主義の解釈に関わりうる問題だったのであり、その意味でとりわけ看過することのできない危険性をバークは感じ取っていたのである。実際に、バークのこうした懸念は、1790年2月9日の「軍事予算に関する下院の審議」において現実化する。そこでは、ウェーリング派の領袖であるフォックスが<sup>35)</sup>フランス革命を歓迎する賛辞を表明したからである。バークは、定式化しつつ

33) N. C. Phillips, 'Edmund Burke and the County Movement, 1779–1780,' *The English Historical Review*, Vol.76, No.299, 254–78.

34) この点については以下を参照。F. O'gorman, *The Whig Party and the French Revolution*, London, 1967, Chap.1 and 2; B. W. Hill, 'Fox and Burke: The Whig Party and the Question of Principles, 1784–1789,' *The English Historical Review*, Vol.89, No.350, 1974, 1–24; John Brewer, 'Rockingham, Burke and Whig Political Argument,' *The Historical Journal*, Vol.18, No.1, 1975, 196–200。岸本広司『バーク政治思想の展開』御茶の水書房, 2000年, 第6章。

35) それゆえ、次稿で後述するように、フォックスらのウェーリング急進派がフランス革命に共鳴したときに、バークが採った戦略的レトリックは、経済改革と議会改革とのあいだに潜在的に存在していた従来の対立の前線を、保守的改革を重視したロッキンガム派の「旧ウェーリング主義」(すなわち正統なウェーリング主義)とフランスの革新主義とのあいだにシフトさせるために、ブリテンの議会改革運動の際に見られた急進主義とフランス革命の革新主義とを原理的に同一視してしまうことであった。ブリテンにおける80年代以来の議会改革はフランス革命の影響によって「改革」と「革新」を混在した形での語用を生み出し、両者の境界が曖昧になったといえるからである。

あつた自身の反革命思想を、まずウィッグ党内に向けて警鐘を鳴らす必要に迫られる。軍事予算審議においてフランス革命の評価をめぐって生じたウィッグ党内の対立の兆しは、『フランス革命の省察』<sup>36)</sup>の刊行後に、議会外の急進主義者たちからの批判のみならず、フォックスらウィッグ党内の議員たちからも思想的変節として厳しい批判が注がれることによってさらに先鋭化していく。注目すべきことに、その際のフォックスの理解は、次稿で考察するように、自然権としての人間の権利に統治の起源を置きながら、かつ所与のブリテン国制やその統治形態の卓越性を説くものであり、バークが批判した上記のプライスの政治言説とまさしく重なり合うものであった。その意味で、バークはプライスの言説のなかに異質な原理にもとづく新たなウィッグ主義の萌芽を鋭く看取していたのであり、『省察』におけるバークのプライス批判の意図は、その芽を摘むことにあったと理解することができる。

(本学法学部教授)

36) バークとフォックスの論争、およびウィッグ党の分裂については以下も参照。B. W. Hill, *op. cit.*, 1-24; H. Butterfield, 'Charles James Fox and the Whig Opposition in 1792,' *The Cambridge Historical Journal*, Vol.9, No.3, 1949, 293-330.

37) 議会外の急進主義者からの批判については、岸本広司『バーク政治思想の展開』御茶の水書房、2000年、628-40を参照されたい。

38) *Parliamentary History*, XXIX, 379-80.